

宅地創出促進事業

～快適なまち住まいの創出に向けて～



制度概要

定住を促進するために良好な住宅地を整備する事業者には、費用の一部を補助します。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ①【日立市立地適正化計画に定める居住誘導区域内での宅地造成】 | 最大400万円 |
| ②【ひたちBRT沿線区域・JR常磐線市内各駅周辺での宅地造成】 | 最大600万円 |
| ③【既存建築物解体費の加算額】 | 最大90万円 |

対象区域

【居住誘導区域】

- ① 日立市立地適正化計画に定める居住誘導区域内

※ 開発行為全体の区域が、居住誘導区域内であることが条件です。

【ひたちBRT沿線区域・JR常磐線市内各駅周辺（以下のいずれかの区域内）】

- ① ひたちBRTの各停留所(バス停)を中心とした半径500m以内
② 大甕駅、常陸多賀駅、日立駅、小木津駅、十王駅の常磐線各駅を中心とした半径1km以内

※ 開発行為全体の区域が、居住誘導区域内であることが条件です。

※ 街区の一部がひたちBRT沿線区域・JR常磐線市内各駅周辺区域内にかかる場合には、その街区全体を区域内に含みます。

補助要件

- ① 開発行為により、**4区画以上**の住宅用地を整備すること。
- ② 補助対象となる**200㎡以上の区画が1以上**あること。



- ※ 開発区域内に存する住宅、店舗、工場等の建築物を解体した場合は、既存建築物の解体費の一部を加算により補助します。
ただし、解体経費の内訳明細が1棟ごとに区分できること。



補助額

宅地造成

- ① 【居住誘導区域】
200㎡以上の宅地 **1区画につき40万円 上限400万円**
- ② 【ひたちBRT沿線区域・JR常磐線市内各駅周辺】
200㎡以上の宅地 **1区画につき60万円 上限600万円**

(補助要件を満たしている認定区域において、敷地面積198㎡(約60坪)以上の区画が全体の2/3(小数点以下切捨て)を占める場合は、全体の区画を補助対象とする)

既存建築物解体

1棟につき最大30万円(解体工事費の1/3) **上限90万円**

問合せ先

担当課	日立市 都市建設部 住政策推進課 (本庁5階 山側)
所在地	茨城県日立市助川町1丁目1番1号
電話番号	0294-22-3111 内線436
URL	https://www.city.hitachi.lg.jp